

特集

法施行後の 景観まちづくりの動向

景観緑三法が施行されてからおよそ5年。同法の成立をきっかけに、地方自治体においても、彩り豊かな自然や歴史的なまち並みなど、さまざまな景観資源を守る取り組みが一層活発に行われるようになりました。

今回の特集では、同法の効果と課題を検証するとともに、これまでの地方自治体の取り組みをふまえて、都市自治体の参考になる景観まちづくりの事例についても紹介します。

寄稿 1

景観行政と景観まちづくり

東京大学アジア生物資源環境研究センター教授 堀 繁

寄稿 2

まちづくり市民事業の集積による 景観まちづくり

早稲田大学理工学術院教授、同大都市・地域研究所所長 佐藤 滋

寄稿 3

塩尻市における 文化財資産を核としたまちづくり

塩尻市長 小口利幸

寄稿 4

四国のまほろば 美馬市 「うだつが上がるまち」景観まちづくりの取り組み

美馬市長 牧田 久

寄稿 5

市民とともに目指す 水郷柳川景観について

柳川市長 金子健次

景観行政と景観まちづくり

東京大学アジア生物資源環境研究センター教授

堀 繁



景観行政における「景観づくりへの対応」

景観は悪いより、良い方がいいに決まっている。

景観法は、その当然の目標の下に、地域の景観が今より悪くならないように、できればもっと良くなるように、と願ってつくられた。

650余りの市区町村が、この景観法の下に景観条例をつくり、景観計画を立て、景観行政を行い、あるいはその意向を示すのと同じ考えから、その取り組みは地域を、ひいては日本を良くするに違いなく、評価したい。

しかし、果たして景観条例と景観計画というツールで目標は達成でき、景観は悪くならず、良くなるのだろうかというところは、誰でも気になるところと思う。

景観行政の大きな部分は景観計画に基づく「届出」という規制である。

例えば、「高さが高いものは景観を悪くする可能性がある」ので20mを超える建物は事前

るので、規制をしてもそもそもマイナスの防止自体が甘いということになりかねない。

大きな熱意と努力で規制の景観行政を進めているところはたくさんあって、それに水を差すつもりは毛頭ない。しかし、以上のようなことを自治体が漠然とであると感ずれば、条例制定、計画策定、届出処理という行政負担とその実効的成果を天秤に掛け、「景観は良い方がいいに決まっているが、景観行政団体にならなくてもよいのではないか」と思ったとしてもそれ程おかしくないだろう。

国土交通省の資料によると、自治体の約6割が景観行政団体になる意思なしとしている。ようだが、それは必ずしも景観に関心がなく、熱心でないということではなく、効果に対する確信が十分持てないゆえかもしれない。

建物や街並整備での「景観づくりへの対応」

人は地域を、「悪くないところかどうか」ではなく、「良いところかどうか」で評価する。

景観行政による規制が、景観を悪くしないとはいっても、うんと悪くしないというだけで、少しづつ悪くするのはとめられず、ましてや良くなかなかできないのであるとしたら、労多く大変なマイナス・悪さの抑制・防止よりも、「良いところかどうか」評価につながるプラス・良さの増加を狙った方が行政効率が良い、と自治体が考えても不思議はない。

に届け出てください」といったことである。ここでの景観形成の基本的な考え方は、「景観を悪くする可能性を摘み取る」「景観上のマイナス出現の未然防止」ということである。それはもちろん大事だが、「景観を良くする」のは少し違うということ、頭に入れておく必要がある。

今の場合、仮に20mを超えたものはすべて問題があつて、変更命令を出して基準の20m以下にさせることができたとする。実際にはこれはなかなかやっかいで、ほとんどの景観行政団体がそうはしれないと思うが、仮にそうしてすべてを19mにできたとして、「景観は悪くならない」だろうか。

そううまくはいかない。19mは20mに比べれば「相対的に悪くはない」というだけのことであつて、「まったく悪くならない」わけではないからである。

20mが「景観を致命的に悪くする大きなマイナス」であるのに対し、19mは言ってみれば

そうすると、「悪い景観を増やさない規制・保全」ではなく、「よい景観を増やす整備・まちづくり」をより積極的にやろうとするだろう。

街並環境整備など多くの事業が用意されていることもあるが、景観法制定以降、景観まちづくりが一層熱心になったように見えるのは、景観法に刺激され、しかし以上のような思考から、条例による景観規制ではなく、整備によって景観づくりへの対応を図ろうという意向がどこかにあるからではないかと思う。

プラスの大きさと多さでまちが評価されるので整備によってプラスを増やすとして、しかし、果たして整備さえすればプラスが増え、景観が良くなるかということ、これまた誰もが気になることと思う。

その答えは実際の整備を見てみればすぐ分かる。多くの整備は建物やその集合体の街並など「ものの整備」が中心であるが、「もの」が景観ではないから、ものを整備しても景観は必ずしも良くなり、整備が効果を上げないのであ



写真1) 良いまちになっていない、建物という「もの」だけの整備



写真2) 人が入れる空間の整備(長浜市・長浜)

「そこまでではないマイナス」ということであり、致命的に悪くならなければよしとして、ということなのである。

要するに景観計画の規制とは、「致命的に景観を悪くする大きなマイナスの出現防止」であつて、「小さなマイナスまでの出現防止」は、私権、財産権との調整が困難になるので、よほどの財源がない限りできるものではなく、そこは目をつぶるのである。

つまり、このように整理できる。景観行政の規制を普通に行えば、必然的にそれは「大きなマイナスの防止」「景観をすく悪くすることを阻止する」ことが落とし所となるのであつて、マイナスが消えてなくなるわけでも、プラスが増えるわけでもないのである。

また、20mを規制値とするか、30mを規制値とするかといったことを決める景観形成基準は、規範となる街並が残っていて厳しい基準であつても合意が取りやすいという地域以外ではなかなか厳しくできないのが普通であ

る(写真1)。

「もの」を重視するのは整備費の多くがものに付くからだだが、例えば景観法でも、景観重要建造物、景観重要樹木など、ものを重視しているように見えることも影響しているかもしれない。

いずれにしても、景観を良くすることを狙った整備が、実際には良好な景観形成に結びついていない場合も多いようである。

空間整備での「景観づくりへの対応」

改めて言うまでもないが、景観とは建物や街並のことではない。景観とは、人が見て、その見たものを評価することである。

そうであるから、人の評価が高いところは景観も良いのが普通である。

まちづくり市民事業の集積による 景観まちづくり

早稲田大学理工学術院教授、同大都市・地域研究所長

佐藤 滋



はじめに

東日本大震災から1カ月以上がたったが、被災地の現状はますます厳しいものがあり、「想定外の被災」とか「根こそぎ」さらわれてしまった、とかというフレーズが繰り返されていく。景観やまちづくりなど、「吹っ飛んでしまった」という発言も聞かれたりする。確かにそのような言い方しかないような現状ではあるが、そろそろ、復興のビジョンが語られ始め、冷静な復興プロセスをイメージし、その中で改めて「景観まちづくり」の意味が問い直されることになる。

復興のビジョンを語る中で、それぞれの地域の「復元力」「多様性と固有性」「歴史・文化」「資源と可能性」などがキーワードとして提示され、これらは取りも直さず「景観や風景」に還元されるのである。特に、東北の地の豊かな自然と生態学的秩序の中で組み立てられた「暮らしと生業」は、地域の景観と一体のものであった。日本列島全体の環境と社会が大きく揺さぶられる被災であるが、物的環境と人々

の活動が層をなして姿を現す「景観まちづくり」の力が試されると言ってよからう。と同時に、景観まちづくりの可能性と課題も見えてくるのである。

私は、3月に『まちづくり市民事業』(注1)という書籍を仲間と一緒に出版したが、正直言って、この大災害の前で、このような概念は吹っ飛んでしまったかと、その直後には思った。しかし、震災から1カ月以上たった今、この震災復興に東北の地の風景や景観を取り戻す、復元力を養うまちづくりが必要であり、その推進は「まちづくり市民事業」であるとの、専門家のイメージも語られている(注2)。

本稿は市民が専門家と連携して、自ら企画・運営する「まちづくり市民事業」の集積により景観まちづくりを推進する方法を示すが、その基礎としての景観形成原理の共有からまず、述べよう。

景観形成の原理と全体イメージの共有

われわれが日本列島で、自然・風土との折り合いをどうつけてきたのか、あるいは、ど

そこで、多くの人が行き、国交省やほかのHPなどでも景観が良いと紹介されるまちをいくつか見てみよう。

例えば、長浜である(写真2)。中央奥の歴史的建物もさることながら、手前に休憩スペースという空間があつて、それが魅力的で評価を高くしていることが分かる。専門的には、人を招き、人を楽しませようとしているように見える「ホスピタリティ表現」を人は評価するので、この場合、人が入れる空間があつて、しかもそこにベンチや日除けの parasol があることが重要なところである。また例えば、小布施である(写真3)。ここでも人を休ませる空間があつて、そこにテーブル・イスや緑陰というホスピタリティ表現がなされている。もう一つ、重伝建の宿場町、大内宿(写真4)も、家々の前に野外卓、縁台が置かれ、ここも人が休めるように整備されている。

いずれも、建物という「もの」だけがあるのではなく、空間があるというところが何よりのポイントであり、このような事例を見れば、建物など「もの」の整備」だけでは不十分で、「空間の整備」が景観



写真3) 休憩スペースという空間の整備(小布施市・小布施)



写真4) 家の前に空間を取った整備(下郷町・大内宿)



写真5) 建物と建物との間が一つの空間になっている温泉地(尾花沢市・銀山温泉)

形成でも外せないと感じるはずである。そこにいち早く気付いたところが成功を収めつつあつて、例えば富良野市は、中心市街地に当初予定していたスーパーという「もの」の整備をやめてフラノマルシェという空間をつくり成功したし、銀山温泉(写真5)も、建物に手を付けるよりも、建物と建物の間を人のための空間とすることで成功したし、ほかにもずいぶん事例は多くなっている。

また、黒松内町や多賀町の「三種の神器整備事業」のように、「空間のホスピタリティ表現の充実」につとめるところもできており、これも今後増えてくるものと思われる。「空間」は景観を良くするのに欠かせないが、文字通り空いているところであるから、

スキルとノウハウは高度に求められるものの、整備費があまり掛からないのも見逃せないポイントである。対して、あくまで一般論だが、ものの整備から抜け出せないところは整備費の割に効果が上がらないということになつていように見える。

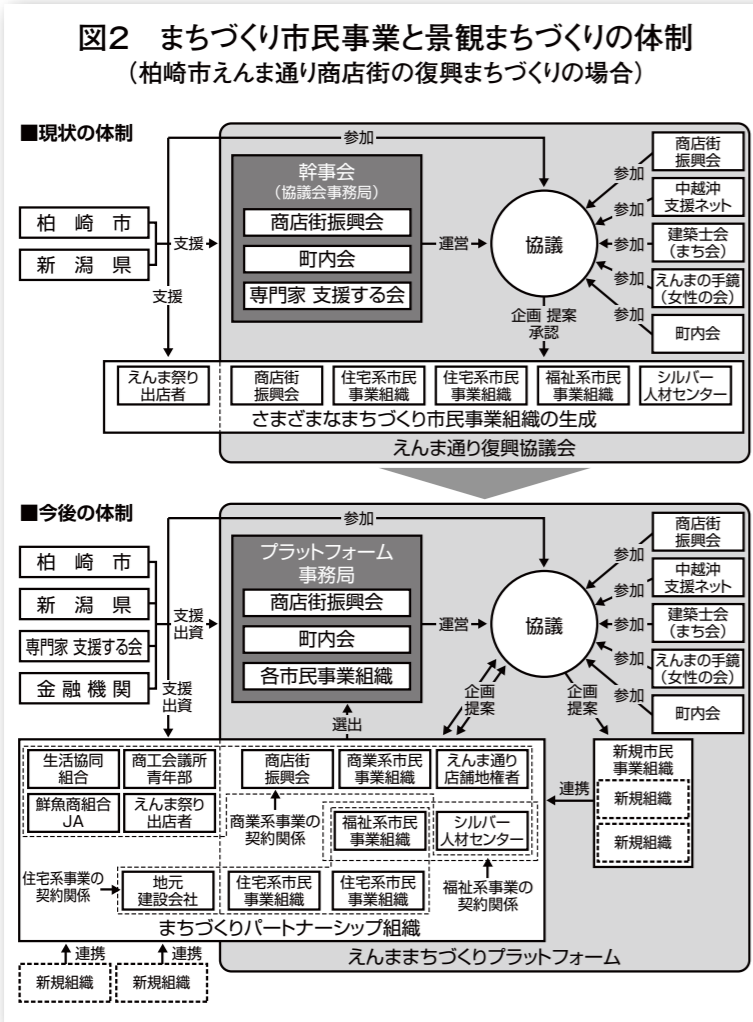
本当のところは、規制、ものの整備、ホスピタリティ表現などのソフトを含めた空間の整備のすべてをうまく使いこなすことが、胸を張って次代に引き継ぐ地域やまちの景観づくりに欠かせないだろう。

現状、景観まちづくりがうまくいっていないとしても、それは景観まちづくりが不要ということではなく、まだまだ私たちが学習半ばということであつて、日本の景観まちづくりはこれからである。

うつけるべきかは、この大震災で改めて確認しなければならぬ課題として浮かび上がってくる。私は、特に城下町都市を中核とした圏域での景観形成の原理は、まさにわが固有の歴史文化と風土によって組み立てられたものであり、この意味を読み解き、具体的な景観まちづくりに生かす方法を、これまで提示してきた。

例えばその一つが、城下町都市の空間構成、景観デザインと周辺の山並みや生態学的秩序が一体となって構成されていることである。特に周囲の聖なる山々の山頂に、城下町の主要な街路のビスタを抜けるようにレイアウトすることなどは、特に東北の城下町都市には多く見られる。盛岡市、鶴岡市、秋田市、村上市などで都市景観のデザイン手法として用いられたことは、明確である。「お山が見えているよ」と言われて育った人々は、自然への畏敬と親愛を、ふるさとの風景として刻み込まれているのである。

そして、こうした城下町都市のレイアウトは、言うまでもなく表層的な景観のみならず、



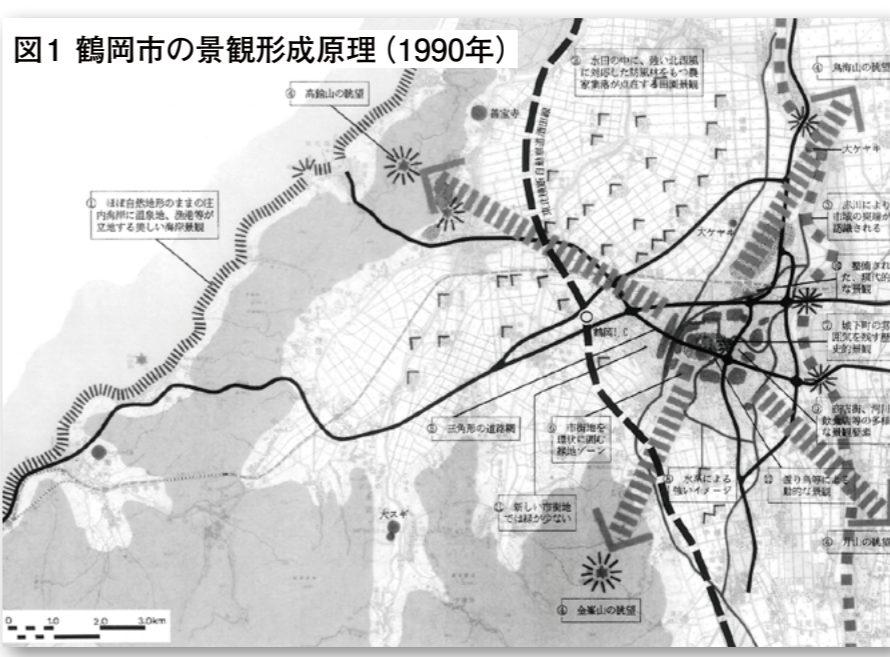
まちづくりとともにも実現するものが本来の姿であるが、そのためには、このプラットフォームにおいて、それぞれの分野の専門家による連携、協働は欠かせない。中でも、実際の建築設計を担い、あるいは設計と建設を一括して担う地元工務店をはじめとした建築士会などの建築職能

組織が景観まちづくりに果たす役割は非常に大きい。地元の建築士会、建築家協会、建設業協会などと景観まちづくりという観点から連携し、協働して景観形成ガイドラインなどを作成したり、地元での審査プロセスを準備するなどにより、専門家と市民の協働が実を結ぶことになる。と同時に、福祉や教育、環境などの専門家との協働も欠かせない。そして、初期の動きから、実際の事業の形成や実施のプロセスに至るまで、こうした体制が地域の中で緊密に組み立てられていけば、市民と専門家、そして行政も含めた景観まちづくりの当事者の共通のイメージになり、共通の意思となってそれが景観に表現されるのである。

景観まちづくりはまちづくりを統合する

もはや、「景観まちづくり」という特別なテーマがあるのではなく、景観に総合的なまちづくりの成果が統合されるのであり、美しくなく景観的に違和感があるものは、それが単に景観的な問題だけではなく、ほかにも本質的な問題があるはずなのだ。多様な施策がうまく組み立てられれば、美しく心地よい景観がデザインされるはずである。

注1) 佐藤滋編著「まちづくり市民事業—新しい公共による地域再生—」学芸出版社
注2) 例えば、日本建築学会「震災復興を見据えた『まちづくり展』の提案のまとめ(2011年4月22日)の7項目の1つに「市民事業による復興」が取り上げられている。



風の流れや河川や地下水脈などの自然生態学的な原理と密接に関係してなされたものである。しかし、このような自然と都市との連続性は、近代化の中で忘れ去られていた。景観まちづくりはまず、市民やコミュニティが都市とそれを取り巻く圏域のこのような景観形成原理を共有することからしか、始めることはできない。こうした原理の解明と共有が景観まちづくりのビジョンの背骨になる。

図1で示したのは、筆者が長くお付き合い合

している鶴岡市のまちづくりの出発点になった「景観形成原理」を解説したものであり、これがすなわちマスタープランの下敷きになっているのである。

景観まちづくりを「まちづくり市民事業」で

景観まちづくりというテーマでは、どの都市でも2つや3つの具体的なターゲットが存在する。歴史的に価値ある建築の保存修復、町並みの改善、河川と緑地のデザインなど、どこにでもそのような資源がある。しかしこのような事業を、例えば補助金があるからといって公共事業として行ってしまうと、その事業が終わってしまえば予算の切れ目が縁の切れ目で、景観まちづくりは止まってしまふ。これを単なる公共事業への市民参加としてではなく、市民自らが事業として組み立て、組織もつくり、資金も集め、それを公共セクターが支援するというスキームにすれば、力を付けた市民の事業が次々に波及し、展開し、景観まちづくりは、隠れた資源を掘り起こし、多様な展開を見せることになる。私はこのような事業を「まちづくり市民事業」と名付けて理論化と方法論の確立に取り組んでいる。

景観行政は、市民にとって分かりやすく共感を得られるターゲットであり、これをてこに多様な「まちづくり市民事業」を展開できれば、当然ながらこれがフィードバックされ景観まちづくりの厚みを増すことであろう。

現代の都市づくり・まちづくりは多様な主体の共創のプロセス、コラボレーションにより生み出される。現代社会とは、そのような多様な価値観と行動が共存することにより新たな価値を生み出す社会であり、このような社会の活動により生み出される景観は、その象徴として表現されたものである。しかしこのことは、個々の行為の調整や編集や統合というプロセスを経なければ、バラバラな不統一を生んでしまうし、それはその解体された社会を象徴するものになってしまう。

景観は個々のまちづくりの集積により形づくられる。一つ一つは価値あるデザインであっても、その集積が、集合環境としての景観がある。景観としての統合を達成しようとするには、地域社会における協働・共創の体制が必要であり、もしこの体制が機能すれば、主体の多様性が深いほど、共創の過程はより創造性を増し、高い成果を上げることができる。そのためには、多様な主体が相互に意思疎通をし、共創できる基盤としてのプラットフォームの形成が重要である。個々の景観まちづくりを編集し、調整し、合成のデザイン、あるいは不連続なものを統一して集合景観を生み出すプラットフォームにより地域協働の布陣を組むことである。

このプラットフォームは、地域における「まちづくり協議会」でもよいし、景観審議会のようなものでもよい。地域社会としての意思やビジョンを景観としてまとめ上げ、統合する役割と機能を果たすことになる。

図2に示したのは、中越沖地震で大きな被害を受けた柏崎市えんま通り商店街の、復興まちづくりをリードし、その基盤となつていく体制とその将来像を示したものである。市民事業の集積による復興まちづくりのビジョンに合意し、景観形成のガイドラインを、まちづくりデザイン・シミュレーションのワークショップなどを繰り返してつくり上げていく。そしてこれを基にして、個々のまちづくり市民事業を組み立て、街路も含めたプロジェクトのデザイン審査を「復興協議会」を中心にして、地元の建築士会青年部などが加わって進

塩尻市における文化財資産を核としたまちづくり

塩尻市長 小口利幸



塩尻市の概要

塩尻市は、長野県の中央部に位置し、市内には信濃川水系と天竜川水系の各河川が流れ、塩尻峠、善知鳥峠、鳥居峠などは太平洋と日本海の分水嶺となっている。地形は東西17.7km、南北37.8kmと南北に長く、南部は木曾山脈の北東端に位置する急峻な山岳地帯、北部は松本盆地の南端に位置する扇状地形を成しており、北アルプス、中央アルプスなどの山並みを背景に田園風景が広がっている。

また、古くから交通の要衝で、近世には中山道、伊那街道、善光寺街道などが交差し、「奈良井宿」や「塩尻宿」などが宿場として栄えた。現在も鉄道、道路そして空港など交通の結節点としての優位性を活かし、都市近郊型の野菜や果樹栽培などの農業、ワイン醸造や木曾漆器などの伝統産業、最先端技術による精密機械製造にいたる幅広い

生産活動が行われている。さらに観光面でも、国史跡平出遺跡、重伝建奈良井宿などの歴史的・文化的資産の活用による地域ブランドの発信もされている。

市町村合併と伝建制度との出会い

本市は、平成17年に旧榑川村と合併した。それ以前から、塩尻市における文化財については、昭和48年に文化庁が行った緊急民家調査に基づいて指定された4件の重要文化財民家があり、さらに古くは昭和27年指定の国史跡平出遺跡などの文化財が累積されておき、文化財の多い自治体として全国にその名をはせていたところである。しかしこの合併により、本市では伝統的建造物群保存地区の制度（以下、「伝建制度」）による奈良井伝建地区という、新たな文化財の分野が広がったといえる。

ご承知のように、この伝建制度は昭和50年の文化財保護法の改正で創設されたもの

で、それまで歴史的な建造物の保護にあたっては、文化財的価値の高い建造物を厳選して指定する国宝・重要文化財の指定しかなかった。これに対して伝建制度は、市町村の主体性を尊重し、歴史的な建造物を群として捉え、都市計画と連携しながら周囲の環境とともに保存・整備しようというもので、いわば「点から面へ」と文化財保存の概念を大きく変容させたものといわれる。その面の中に広がる町並みを保存し活用することにより、地域の活性化を図る効果を目的とした制度である。

本市としては、この新たな文化財保護制度により昭和53年に選定され、30周年を迎えようとしていた伝建地区奈良井を、平成の大合併という時流の中で、単なる合併による編入地域とするのではなく、本市の文化財を用いた景観形成・整備を行う一つの契機となり、さらに文化財保存による地域づくりの指針としたともいえるのである。



並び家が続く宿場町の伝建地区「奈良井」

伝建制度による景観形成とその効果

伝建制度では、市町村は伝建地区において、保存計画や防災計画に基づき、保存のためにさまざまな事業を行うことができる。文化庁から保存地区の保護のために、この市町村が行う事業に対して、原則2分の1

の補助がなされる。本市では、奈良井地区と後述する木曾平沢地区が、合併前に過疎地域であったため65%の補助を受けている。

この歴史的な集落や町並みの実態を調べ、伝統的建造物群およびその周囲の環境とが一体を成して形成している歴史的風致の特性を、学術的に明らかにするものが「伝統的建造物群保存対策調査」である。ここで明らかにされた文化財としての価値を保存する方策が「保存計画」である。

実施する主たる事業は、保存計画に従い伝建地区内の建物などの現状変更に対応して、補助事業として行う修理・修景事業である。伝統的建造物を復元的な手

法により健全な状態に直す行為を修理事業、伝統的建造物以外の建造物や新築される建造物の外観を歴史的風致に調和するように整備する行為を修景事業というように、文化財的な価値により事業が分けられている。

このような事業を奈良井地区では、伝統的建造物157件、全建物681件につい



修景事業により三軒の並び家に見える一棟の奈良井公民館（修景前の空地（左側）と現在（右側））

四国のまほろば美馬市 「うだつが上がるまち」景観まちづくりの取り組み

美馬市長 牧田 久



はじめに

美馬市は、平成17年3月に脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村の4町村が合併して誕生した新しいまちである。

美馬市は、吉野川、穴吹川といった日本に誇れる清流や、剣山、竜王山、大滝山といった美しい山々など豊かな自然に恵まれ、段の塚穴や郡里庵寺跡、寺町、うだつの町並みに象徴されるように、古来より県西部の政治経済の中心地として栄えてきた。

これら特色のある歴史・文化を継承しながら、故郷の誇り高い先人や地域への愛着を大切に、市民それぞれのライフステージにおいて常に元気に活動できるまちの創造をめざし、まちづくりを進めている。

そして、めざす将来像を「四国のまほろば美馬市」「まほろば」とは、すばらしいところを表す古語で、諸説あるが、本市では「文化の香りが高く周囲を山々で囲まれた、実り豊



これから修理・修景事業が本格的に始まる伝建地区「木曾平沢」 撮影：田村 収

で、平成22年度末で409件の修理・修景事業が実施された。これは、平均して1年間に12件の事業が実施されたことになる。また、伝建制度では整備できない奈良井伝建地区内の道路や側溝については、平成17年度より国土交通省の「街なみ環境整備事業」によって整備した。路面は、当時としては珍しかった脱色アスファルトを用い、骨材も山土の色合いを表現できるものとして、近世の街道の路面を再現することができた。

このような取り組みは、単に文化財の保存だけに留まるのではなく、長い年月にわたる市民との協働による歴史的風致を守る実践となり、年間40万を超える観光客を奈良井宿に迎えることとなった。さらに、映画やドラマのロケ、旅番組での紹介など、本市の顔としての役割を担うまでになった。最近では、本年4月から始まったNHK朝の連続テレビ小説「おひさま」の出征兵士を送り出すシーンのロケは、奈良井宿で行われた。ちなみに、わたくしもエキストラのひとりとして、市民とともにロケに参加したところである。

この景観整備の手法は、重伝建奈良井から北に2kmに位置する伝統産業「木曾漆器」の集落、木曾平沢の住民の意識を啓発した。平成10年に開催された冬季長野オリンピックでは、漆塗りに由来するメダルを作製するなど、世界レベルの知名度を持っていた地域が、奈良井という身近なまちづくりの成功を目にして、地域をあげて伝建選定を目指すこととなった。

この保存運動から生ずるものは、住民みんなで町並みを残そうとする中から生まれる意識変化と住民相互の結びつき、その対話から生まれる共通理解、これらが町並みを残すためのさまざまな課題に立ち向かう意欲と、地域に暮らすことについての意識

の向上をもたらすこととなった。これこそが、伝建制度のもたらすまちづくりの特性だと考える。

この強い思いをもって、平成18年7月に木曾平沢は「漆工町」という全国で初の漆塗りを生業とする伝建地区に選定された。

今後の景観整備と課題

近年のまちづくり、都市づくりにおいては、その土地特有の歴史や文化、自然などの地域資産を活かした検討が、各自治体でなされるようになってきた。それらを支援する行政施策が各省庁で充実する中で、景観三法や歴史まちづくり法など法整備が進み、それに基づく施策の展開も急がれている。

その中で本市においても、文化的な価値を重視する「町並み」保存、地域の活性化を図る「街並み」整備というように、明らかに立ち位置の異なるまちづくりが進展している。それらを具現化するため、制度の目指す趣旨、それらの実施により導き出される成果をしっかりと見極め、実行していくべきと考える。さらに、地区の個性にあった制度の選択と運用、そして、それらの制度の有効性を十分に引き出せる能力を持った職員の育成が急務であることはいままでもない。

かな土地で美しく住みよいところ」をイメージしている」とし、行政はもとより市民とともに知恵を出し合いながら、「共創」と「協働」という理念を掲げて市民と情報を共有しつつ、市民とともに考え、種々の施策を展開している。

うだつが上がるまち

脇町の南町、中町周辺には、風情豊かな町並みが残されている。角材の組み合わせが美しい「格子造り」、光を操る「しとみ戸」、漆喰の壁に豪華さをそえる「むしこ窓」。そぞろ歩けば、過ぎ去った時代にタイムスリップしたような、なつかしさを覚える。この町並みの大きな特長は、「うだつ」が上がっていること。「うだつ」とは、町屋に見られる袖壁のこと。防火の役目を果たし、火よけ壁とも呼ばれている。江戸時代に、富裕な商家が「うだつ」を上げたことから、一向に出世ができないことを「うだつが上らぬ」というようにもなった。



うだつの町並み

天正13年（1585）蜂須賀氏が藩主となつてからは徳島藩では藍の栽培を奨励し、大いに保護した。その藩主の第1家老・稲田植元

が脇城に入り、阿波藍の流通が、この地で盛んになった。

ここは、鳴門から続く撫養街道と、香川県から峠を越えてくる街道が交わり、吉野川のほとりに位置し、流通の要となるには大変ふさわしい土地であった。

やがて、藍を扱う商家が街道沿いに建ち並び、江戸から明治にかけて華やかな活気に満ちた町並みとなった。

そして、今も暮らしが息づく「うだつの町並み」は、昭和63年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、さらに平成19年には、「美しい日本の歴史的風土100選」にも選定された。



高石垣建物

藍は連作を嫌うという特性があり、これを通常の土地で栽培する場合には多量の肥料を必要とする。

しかし、舞中島の場合、毎年のように起こる洪水により多量の土砂が客土としてもたらされるため、藍の生産に非常に有利な土地であった。

洪水のもたらす客土を利用するため、島内の低平な氾濫原は畑地として利用し、島の周囲は堤防で囲繞せず、低水対策のかき寄せ堤と水勢を弱め流木などの流入を防ぐ水害防竹林を備えるに止めた。

住居は島内の自然堤防上などの微高地に構え、さらに高石垣で基礎を高くすることで洪水に備え、洪水と共生しながらの生活を確立した。

洪水被害に頻繁に遭う土地でありながら、藍の生産のために人々は居住し続け、現在残る住居や、基礎の石垣が豪壮で藍生産による収入が豊かであったことを想像させる。

現在、舞中島は連続堤防の完成により、吉野川の氾濫による洪水の危険性は極めて低くなったが、堤防内に堆積する水による洪水が稀に発生しており、完全には洪水から解放されていない。

舞中島の人々は、現在も続く洪水の危険性と過去の経験の積み重ねから洪水対策の意識を高く持ち、高石垣を守り、新築の住居を建築する際にも基礎を高くするなどの対策を現

うだつは中国雲南省大理市が発祥の地であると言われており、うだつや藍染めなど共通の文化を持った大理市と昨年8月に国際友好都市協定を締結した。

また、観光庁からは、美馬市をはじめとする県西部の2市2町が「にし阿波観光圏」として四国で最初に認定され、国土交通省からは、日本風景街道として「美馬市まほろば夢街道」が登録されている。

景観保護

昭和63年より国選定重要伝統的建造物群保存地区「うだつの町並み」を中心として、その周囲に市街地景観形成区域、風致保存地区を設定し、市街地に残る歴史的景観の保護に努めてきた。

この取り組みは、現在「美馬市市街地景観条例」に引き継ぎ、更なる市街地の景観維持に努めている。

また、平成22年2月に県内4番目の景観行政団体となったことを受け、現在は、うだつの町並みの吉野川対岸にあたる穴吹町三島の舞中島周辺に形成されている景観について詳細調査が終了したところである。

舞中島地区

舞中島地区は藍の一大生産地として、うだつの町並みを支えた地区であり、この両者は相互に、生産地と集積地という密接な関係のあった地域である。

在も重ね続けている。

舞中島地区文化的景観保護事業

このような洪水とのかかわりの歴史の中で現在の舞中島の景観が形成された特異な集落景観であるといえる。

舞中島の景観を保護する制度（景観法、文化財保護法改正）ができ、行政として一体的に景観を生かしたまちづくりを考えることができるようになった。

平成16年に景観法の施行、文化財保護法が改正され、新たな文化財の種類に文化的景観が加わったことにより、単に美しい景観を対象としたものではなく、地域の生活生産の上になり立つ景観を対象とすることができ、いわば昔ながらの集落景観など、日本の原風景を残していくことが可能となった。

舞中島の景観の特徴は吉野川との共生により形成された景観であり、うだつの町並みとも歴史的地理的に密接であり、相互を連携させた活用をはかることで双方に大きな効果をもたらされることが期待される。

舞中島とうだつの町並みの間にある大河吉野川についても、今では数少ない潜水橋が架かり、この潜水橋にある景観は視覚的にも市内でも特に良好な景観である。

今後の展望

舞中島とうだつの町並みは、藍の生産地と



視覚上良好な景観樹木

舞中島地区は吉野川中流域に位置し、北を吉野川、南をその支流である明連川に挟まれた川の中島であり、川の中にある低平な島であるという地形条件から常に洪水被害と隣り合わせの過酷な自然条件にある。

しかし、ここで生活してきた舞中島の人々は常に洪水の危険にさらされる舞中島の環境を受け入れ、自らの工夫によりこれを克服、または利用することにより洪水と共生するという独特の生活文化を形成してきた。

洪水との共生という特異な生活文化が形成された背景には、近世の阿波において藩の政策として藍の生産を奨励していたことが挙げられる。

集積地が双方とも地理的にも近く良好な形で残っていることで、藍で栄えた近世の阿波の景観を後世まで伝えることに最も適した地域であるとともに、かつての生活文化を残す唯一の地域とも言え、地域文化継承という観点からも非常に重要な地域である。

現在、舞中島の景観を今後どのように保護していくか、舞中島の景観を生かしたまちづくりとはどのような方法を取れば有効なのかを考えるための詳細調査が終了したところである。

今後はこの調査成果をもとに、より有効な舞中島の景観を生かしたまちづくりの方法を計画し、住民と一体となった景観の保護に向け全力で取り組んでいきたい。



うだつの町並みと舞中島を結ぶ潜水橋

市民とともに目指す 水郷柳川景観について

柳川市長
金子健次



観の特徴が薄れつつある。こういう現状は、景観に少なからず影響を及ぼしており、市

柳川の土地の成り立ち

柳川市は、福岡県南部、筑後平野の西南端にあり、南は有明海に面している。本市は、年間100万人を超える観光客を迎える観光地であり、九州の穀倉地帯でもある。また「宝の海」有明海からもたらされた魚介類などの豊かな資源にも恵まれ、中でも海苔は、自治体単位で、全国第2位の生産高を誇っている。

水郷柳川の枕言葉で表現される本市であるが、土地の成り立ちを見れば、水に恵まれた土地ではなく、過酷な条件の中、先人の努力によってはぐくまれた土地であることが分かる。先人は、潮の干満差などで自然陸化した低湿地であった土地に、耕作に向いている土地を選んで周囲を掘り、土盛りをして住居を構え、湿原に溝(掘割)を掘って、その土を盛り上げて乾田を作り上げていった。また、江戸時代以降は、大規模な干拓事業により扇

型に広がる広大な農地を作り上げた。市全域に縦横に掘割が巡る独特の景観は、水の確保に苦勞した柳川が、水郷と呼ばれる所以であり、掘割は、今も市民の生活を守り、受け継がれている。

今までの景観の取り組み

本市の景観に関する取り組みは、昭和46年に川下りコースの掘割周辺を中心に、付近の重要な遺産や自然を守るために柳川市伝統美観保存条例を制定したことに始まる。その後、上水道の発達などにより環境の悪化した掘割を復活させる市民活動などを経て、平成16年に旧城下町であった地区の建築物の高さ、色について指導基準を設けた柳川市建築指導条例を制定するなど、法整備を行ってきた。しかし、その一方では、都市化の進展や生活様式の変化の中で、掘割沿いに高層マンションの建築や幹線道路の整備に伴う大型店舗などの開発が進むなど、柳川ならではの景



景観への課題

本市の景観づくりの課題としては、5点が挙げられる。まずは、市民生活にとって深く多様なかわりを持つ水辺空間の保全と改善である。市内に巡らされた掘割の水は、農業、

漁業、観光業に生かされ、市民にとって日常生活の中で潤いや安らぎとなっている。しかし、掘割や川の水質を守ることが他人事のようにになり、水辺の景観が変化しつつある。また中心市街地では、水量が著しく低下するところがあり、多くの人の維持管理によって成り立っている水位の管理方法についても考えていく必要がある。人が水とかわりを持つことで、水がきれいになる。水がきれいになる

1971 (S46年)	柳川市伝統美観保存条例の制定
1976 (S51年)	柳川市用排水路管理条例の制定
1977 (S52年)	河川浄化計画の策定と河川浄化事業の取り組み
1981 (S56年)	柳川市石けん使用推進要綱の制定 (現在廃止)
1995 (H7年)	柳川市観光地区建築条例の制定 (特別用途地区)
1999 (H11年)	柳川市掘割を守り育てる条例の制定
2000 (H12年)	掘割を生かしたまちづくり事業計画の策定
2004 (H16年)	柳川市建築指導条例の制定
2005 (H17年)	合併 —— 新「柳川市」
2006 (H18年)	日仏景観会議「柳川会議」を開催
2007 (H19年)	第1次柳川市総合計画の策定
	掘割を守り育てる条例を全市を対象に新たに制定 柳川市、景観行政団体になる
2008 (H20年)	掘割を生かしたまちづくり行動計画の策定
	柳川市文化的景観保存活用計画の策定
2009 (H21年)	柳川市観光振興計画の策定
	柳川市都市計画マスタープランの策定
	柳川市地域ブランド戦略構想の策定
2010 (H22年)	柳川市環境基本計画の策定
2012 (H24年)	柳川市景観計画、景観条例策定 (予定)

と、人の心も豊かになる。そんな好循環をつなぐことが、柳川の本来の美しい景観を守り育てていくことにつながると考えている。2点目は、豊かな個性に彩られた水郷都市の魅力の向上である。中心市街地を縦横に流れる掘割をゆったりと舟が進む心地よい風景は、地域力、ブランド力の向上の基盤となる柳川を代表する風景である。しかし、汲水場が使われずに荒れていたり、配管が突き出していたりと景観にほころびがみられる。柳川を代表する景観に磨きをかけ、細部にわたる取り組みが必要である。3点目は、将来の世代に継承すべき原風景と調和のとれた柳川らしい景観づくりである。田畑の面積が、市全域の50%を超える本市では、豊かな田園の景観が広がっている。集落には、豊かな寺社林を持つ神社があり、地域で守られてきた。しかし、高齢化や若年層の流出により、本来の集落や掘割などの基盤が少しずつ失われつつある。実り豊かな田園の広がる原風景を守り育てることは、柳川ならではのゆっくと暮らせるまちを守り育てることにつながる。4点目は、産業振興における総合的連携である。本市の主要産業は、農業や漁業である。しかし、柳川に訪れる100万人を超える観光客にさえ、その魅力をアピールできていない現状がある。地域間の競争力が激化する中、本市の産業を発展させるためには、農産物、水産物や加工品のブランド化の取り組みが求められ

ている。本市では、庁内組織として柳川ブランド推進室を立ち上げ、市民を巻き込んだブランド作りを取り組んでいるところである。美しい柳川の景観づくりを行うことで、柳川のイメージが向上し、「美しい水、美しい景観で育つものは美味しい」柳川のものを食べたい、購入したい」という消費者の行動につながっていかねばならない。最後に、地域で共有されている意識や価値観を市全域で支持する取り組みである。本市の景観は、堀



干しや清掃活動など地域の取り組みにより支えられてきた。法整備においても昭和40年代から景観保全の条例が整備されてきた。しかし、景観施策の周知不足や参加しやすい施策がなかったことで、活動が思うように広がっていかなかった。景観は、市民、事業者、行政など多くの人がかかわることで維持され、また磨き上げていくことができる。分かりやすいルールを柳川全体で共有するとともに、多くの人が参加しやすい仕組みづくりが重要である。

ゆつらゆつと 柳川時間の流れる風景

本市の景観計画並びに条例については、平成21年11月に学識経験者や市民を交えた「市景観計画策定委員会」を立ち上げ、景観計画の内容の検討を進めており、平成24年度施行を目指している。基本理念として「ゆつらゆつと 柳川時間の流れる 風景づくり」を掲げた。「ゆつらゆつと」は、ゆっくりとという意味の方言である)

具体的な取り組みの一つとして、現在ある景観に関する2つの条例、「柳川市伝統美観保存条例」と「建築指導条例」を一元化した景観条例の整備を進めている。柳川市伝統美観保存条例は、現在、観光として楽しまれている川下りのコースともなっている城堀沿いの

建築行為などについて届出を義務付け、本市特有の伝統景観を保存しようとするものである。また、建築指導条例は、旧城下町地区に対し指導基準として、建築物などの高さについて16m以下とし、またそれらの色について、周辺の色彩と調和した落ち着いた色のある色調を求めている。

市内には、いわゆる伝統的建造物保存群のような場所はなく、そこには、人々の暮らしの風景がある。市を代表する景観であるこの場所の「伝統景観」「歴史的景観」を追求していく際に、現にそこに暮らす人々の暮らしを抜きにしては考えられない。川下りの内堀コースだけでも全長約4kmにわたる。目指すべき共通の将来像を持ちながらも、その生活の場に、現在の生活スタイルとかけ離れた基準を設けることは適当でない。しかし、この場所は、市のブランド力向上の鍵を握る場所であり、景観の取り組みに対する市民要望の強い場所でもある。また、市の景観は、城下町の景観だけに留まらない。田園・干拓地における市特有の景観を後世に引き継いでいくことも、重要である。実際にそこに暮らす人々の膝を突き合わせた意見交換を行いながら、目指すべき水郷柳川の具体的な将来像を描いていくことが、私たちの使命であり、また、息の長い取り組みが必要と考えている。